

役員候補選出委員会開催規程

制定 2013年 8月24日

改定 2016年 2月16日

改定 2017年11月30日

改定 2018年 5月23日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下 SAK という）役員の選任にあたり、各加盟団体の利害を超越し真に組織人として SAK の目的達成のために貢献する人物を、役員候補者（以下 候補者 という）として選出することを目的に、定款第24条により定める。

(候補者の資格)

第2条 SAK 役員の候補者は公正、公平をもって、真に SAK の運営、発展に尽力する意志を持つ者で、かつ、役員選任規程に定める資格を有する者とする。

- 2 理事会又は役員候補選出委員会（以下 委員会 という）が認めた者については、役員選任規程第2条（1）～（5）に該当しなくても候補者となることができる。

(立候補の仕方)

第3条 前条の条件を満たしている者であれば誰でも立候補できる。

- 2 候補者は所属団体、加盟団体、ブロック内の承認を必要とする。ただし、理事会推薦理事はブロック承認は必要ないものとする。
- 3 立候補する者は、別紙一3の「役員立候補届及び立候補の抱負」（以下立候補届という。）に漏れなく記載し、所定の手続きを経て締め切りまでに委員会へ提出する。
- 4 理事会推薦理事は、立候補届出（別紙一3）へ記入し、専務理事へ提出する。
- 5 抱負については、必ず記入を要するものとする。

(役員候補選出委員会)

第4条 役員候補選出委員会（以下委員会という。）は、非公開とする。

- 2 委員会は、余裕をもって開催出来る日時、時間を定める。
- 3 委員会論議経過は、書記作成の議事録をもってそれに当てる。
- 4 記録媒体による会議経過記録は、参考までに保存する。
- 5 委員会は、定員超えの役職については必要に応じ、候補者から抱負等を聞くことができる。
- 6 上記5項の方法は、委員会で定める。

(招集)

第5条 委員会は、定期改選時はその年の2月中までに第1回を招集する。

- 2 期間中の役員交代に伴う役員選出は、その都度理事会からの諮問に応ずる。
- 3 委員会に出席する委員の旅費は、SAK の旅費規程に準じて支給する。
- 4 第1回目の委員会は、会長が招集し2回目以降は委員長が行う。

(会議の構成)

第6条 委員会は、役員候補選出委員選出規程で選出された委員で構成する。

- 2 会議の円滑な運営のため、事務局（理事及び事務局員）を置く。ただし、構成員とはならない。

（委員長、副委員長、書記）

- 第7条 この委員会には、委員長 1 名、副委員長 2 名以内、書記 1 名を置き互選で選出する。
- 2 任期は選出委員会の任期と同じくする。
 - 3 委員の任期中の交代は可とし、その任期は残任期間とする。
 - 4 委員長は別紙一1の手順書に従い会議を進め、会議の議長を掌る。
 - 5 役員候補選出後は、結論と答申内容を確認し可及的速やかに理事会へ答申する。その場合別紙一2の役員選考結果報告書で答申しなければならない。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在時は議長を掌る。
 - 7 書記は、議事録を作成し可及的速やかに委員に配布する。この場合はメールも可とする。

（成立）

- 第8条 委員会は、委員数の過半数の出席が無ければ、開催することが出来ない。
- 2 委任は、理事会、評議員会に準じて認めないものとする。

（議決）

- 第9条 委員会の決議は、話し合いを基本とし、必要ある場合は、委員会に諮り票決とする。その方法は全員無記名投票とする。
- 2 委員長、副委員長、書記も投票権を有するものとする。
 - 3 投票用紙等は、事前に事務局で用意する。
 - 4 全員無記名投票の実施方法は、別紙一2の作業手順で定める。

（役職別の選出）

- 第10条 選出する役職は、会長（1名）、副会長（2名以内）、専務理事（1名）、総括常務理事（1名）、常務理事（本部長）（3名）、理事（5名）、監事（2名）の順とする。ただし、理事候補は各ブロックから均等に選出する。
- 2 委員会は、総括常務理事 1 名、総務本部長 1 名、教育本部長 1 名、競技本部長 1 名を選出しなければならない。なおその場合は定款第24条2項により常務理事となる。
 - 3 理事選出は、第3希望（総務、教育、競技）まで記入するものとする。その重複は出来ないものとする。
 - 4 定数の役職の選出は、信任投票とする。

（議事録、答申書）

- 第11条 議事録は、書記がそれを担当し会議終了後に委員長は内容を確認し委員会の了承を得なければならない。
- 2 議事録の参考にするため、記録媒体での記録も認める。
 - 3 この議事録は、公開してはならない。
 - 4 委員長は、第7条5項に基づき速やかに答申書を作成し、答申しなければならない。
 - 5 選出委員会は、役員候補選出に関して要望（改善点、反省点、注意点等）の必要があれば委員長がそれをまとめ、委員会に確認後、後日専務理事へ提出が出来るものとする。

（票決）

- 第12条 票決の方法は次のとおりとする。

- (1) 票決の方法は、定数連記制とする。
- (2) 定数超えの候補がある場合は、定数まで記入する。例：3名の定数の場合は2名まで○をする。3名以内は有効とし、超えた場合はすべて無効とする。
- (3) 投票用紙は、立候補者名の記入された用紙を用いて「○」を記すものとする。
- (4) 定数立候補者の場合は、委員会に諮り、信任投票を行わなければならない。
- (5) 有効投票数は、出席委員数とし、その3分の1で決する。
- (6) 定数に満たない立候補者が出た場合は、委員会での協議とする。
- (7) 票決の結果、信任されなかった立候補者は、理事会推薦理事に推薦できないものとする。
- (8) 票決作業は、委員長指名の委員が行う。
- (9) 票決後の投票用紙は、その場で裁断破棄する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は理事会の決議による。